



介護保険負担限度額認定の更新について

介護保険施設に入所または短期入所（ショートステイ）を利用している方の居住費・食費については全額自己負担ですが、所得の低い方については、申請により、食費・居住費の減額措置を受けることができます。

現在、負担限度額の認定を受けている方については、有効期限が令和5年7月31日までとなっています。8月以降も引き続き認定証が必要な方は更新申請を行ってください（※グループホーム、有料老人ホーム等は減額の対象となりませんので、申請は不要です）。

▶受付期間 7月3日(月)～7月28日(金)

(すでに負担限度額認定を受けている方には、6月下旬に更新案内を送付します)

▶申請に必要なもの

- ① 申請書・同意書
- ② 預貯金等が確認できる書類の写し（※本人及び配偶者が持っているすべての書類が必要です）
(例) 預貯金（普通預金・定期預金・定期積金）→通帳の写し

- ・金融機関名、口座番号、口座名義人の分かるページ
- ・直近2か月の預金残高が分かるページ（申請前に必ず記帳してください）
- ・定期預金や定期積金のページ

有価証券（株式・国債・地方債・社債等）や出資金（農業協同組合、信用組合等）
→証券会社や銀行の口座残高、出資金額が分かる書類の写し

- ③ マイナンバーカード等、個人番号が分かるもの
- ④ 申請に来た方と介護を受ける方の身元が確認できるもの（運転免許証、介護保険証など）



▶減額対象者の要件と自己負担の上限月額

| 利用者負担段階 | 所得の状況 | 預貯金等の資産の状況* | 居住費（滞在費） | | | | 食費 | |
|---------|--|------------------------------|----------|-------------|--------------|------|--------|------------|
| | | | ユニット型個室 | ユニット型個室的多床室 | 従来型個室 | 多床室 | 施設入所者 | ショートステイ利用者 |
| 第1段階 | 生活保護受給者の方等 | | 820円 | 490円 | 490円(320円) | 0円 | 300円 | 300円 |
| | 高齢福祉年金受給者の方 | 単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下 | 820円 | 490円 | 490円(320円) | 0円 | 300円 | 300円 |
| 第2段階 | 前年の本人の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が80万円以下の方 | 単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下 | 820円 | 490円 | 490円(420円) | 370円 | 390円 | 600円 |
| 第3段階① | 前年の本人の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方 | 単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円(820円) | 370円 | 650円 | 1,000円 |
| 第3段階② | 前年の本人の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が120万円超の方 | 単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円(820円) | 370円 | 1,360円 | 1,300円 |

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合またはショートステイを利用した場合の額です。

*第2号被保険者（40～64歳の方）の預貯金等の資産要件は、各利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下です。

特例減額措置について

町民税課税世帯の方は負担限度額認定の対象とはなりません、下記の要件すべてに該当する場合、特例的に減額措置を受けることができます。

- 1 世帯の構成員が2名以上であること
- 2 介護保険施設に入所し、食費・居住費の負担を行っていること（ショートステイ利用は含まない）
- 3 全ての世帯員及び配偶者の年間収入から施設の利用負担の見込額を除いた額が80万円以下となること
- 4 全ての世帯員及び配偶者の現金、預貯金等（有価証券、債券等も含む）の額が、450万円以下であること
- 5 全ての世帯員及び配偶者がその居住の用に供する家屋その他日常生活に必要な資産以外に資産を所有していないこと
- 6 全ての世帯員及び配偶者が介護保険料を滞納していないこと

【申請・問合せ先】長寿福祉課 ☎029-291-8407（直通）

ゆうゆう館で受ける

女性の検診（子宮頸がん・乳がん・骨粗しょう症）・大腸がん検診を実施します！

| 検診日 | 受付時間（10分ごとの予約制） |
|----------|-----------------|
| 8月21日(月) | 午前10時～10時40分 |
| 8月22日(火) | |
| 8月23日(水) | |
| 9月1日(金) | 午後0時30分～2時40分 |
| 9月2日(土) | ※子宮頸がん検診は午後のみ実施 |

早期の「がん」は症状がありません！



検診内容及び個人負担金等

| 検診名 | 検査項目 | 対象者 | 自己負担金 |
|----------|----------------|--------------------|--------|
| 子宮頸がん検診 | 子宮頸部の細胞診検査 | 20歳以上の女性 | 1,000円 |
| 乳がん検診 | 超音波検査 | 30～65歳の女性 | 1,000円 |
| | マンモグラフィ2方向 | 40～49歳の偶数年齢の女性(※1) | 1,500円 |
| | マンモグラフィ1方向 | 50歳以上の偶数年齢の女性(※1) | 1,000円 |
| 骨粗しょう症検診 | 足のかかとの超音波検査 | 40歳以上の女性 | 500円 |
| 大腸がん検診 | 便潜血反応検査（2日採便法） | 40歳以上の男女 | 500円 |

(※1) 今年度までは経過措置として昨年度未受診の奇数年齢の方も受診できます。年齢は令和6年3月31日時点

検診会場 茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内 保健センター

申込方法 Web申請・電話・窓口のいずれかでお申し込みください。
(申込期間によって電話申込先が異なりますので、ご注意ください)

| 申込期間 | 申込み先 |
|------------------|--|
| 7月26日(水)～8月4日(金) | Web申請（総合健診協会健診予約システム） 右の二次元バーコードまたは茨城町ホームページからお申し込みください。 初めてご利用の方は「利用登録」が必要となります。 (転入された方や、カナ氏名が一致しない等の理由で、一部登録できない場合もあります。その際は健康増進課へお問い合わせください) |
| 7月28日(金)、29日(土) | 健診予約センター ☎0570-077-150（直通） オペレーターが対応します 午前9時～午後5時 |
| 7月31日(月)～8月4日(金) | 健康増進課 ☎029-240-7134（直通）・窓口 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く） |



- ◆申込者には、後日検診票を通知します。また、各日定員になり次第締め切ります。
- ◆病院で受ける検診・人間ドック等で検診を受診された方や受診を予定されている方はお受けできません。
- ◆大腸がん検診を単独でご希望の場合は、直接健康増進課へお申し込みください。上記日程以外でも回収の日程を設けております。
- ◆町民税非課税世帯等の方は、申請により自己負担金が免除されます。検診当日、受付でお申し出ください。

【問合せ先】健康増進課 ☎029-240-7134（直通）
茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」内